

近世土御門家と安倍晴明神忌

望月 一葉

(鍛冶 宏介ゼミ)

目次

はじめに

一章一節 安倍晴明神忌について

二節 他の遠忌と安倍晴明神忌の比較考証

二章一節 近世における土御門家について

二節 近世における安倍晴明について

三節 古文書から見る顕彰行為

おわりに

注

はじめに

陰陽道における著名な人物として第一に名が挙げられるのは、おそらく安倍晴明であろう。そして、陰陽道が隆盛していた時代がいつか問われれば、晴明が生きていた平安時代と答える人が大多数を占めるであろう。そしてその後は衰退の一途を辿っていった、という印象を抱く者が多いように思える。恐らくそれは陰陽道が貴族社会に根ざしたものであり、貴族の時代の終焉とともに風習や儀式も同様の運命を辿ったという根柢のない漠然とした推論によるものだろう。しかし、平安時代以降も陰陽道・陰陽師は存在し、幕府や朝廷に深く関わりながら明治に陰陽寮が解体される頃まで活動していた。

陰陽道の太祖として取り扱われる事の多い安倍晴明とは、平安時代中

期に活躍した陰陽師である。『尊卑文脈』や『安倍系図』によれば大膳大夫益材の子とも、賀茂忠行に師事し数々の伝説が『天鏡』や『今昔物語集』などに残されている¹⁾。安倍晴明に関する研究は多く行われており陰陽道に關しても山下克明氏の『陰陽道の発見』、繁田信一氏の『安倍晴明陰陽師たちの平安時代』等によって当時の活躍や系譜などが明らかにされている²⁾。そして細井浩志氏によって、晴明の神格化の中核をなすものが彼の自己アピールである事が指摘されており、彼の活動を貴族達が儀式をマニュアルとして日記などに書き残し、晴明が「優れた陰陽師」として取り扱われた事が現代まで連綿と続く晴明伝説の発端だという³⁾。

南北朝の動乱期に入ると、その影響は朝廷や公家社会に基盤を置いていた陰陽師たちにもおよび、宗家である賀茂・安倍の両家ですら存続の危機に陥った。しかし、鎌倉末期から室町幕府の為に活動していた安倍宗長・宗時親子の甲斐あって、晴明から数えて一四代当主安倍有世は足利将軍家によって重用された。その結果、陰陽師として初めて従三位に昇り、最終的には従二位まで昇進した⁴⁾。暦道を担っていた賀茂家が途絶えるとそちらも兼任し暦の編纂において重要な地位を占めるようになる。

戦国期になると安倍家傍流の一派が、当時居住していた場所が土御門大路近辺であった事から土御門家を名乗るようになり、戦火を逃れ若狭国小浜に移住した。徳川の治世となつて情勢が落ち着きを見せると再び京都に戻り梅小路村に居を構えた。そして陰陽道支配権を獲得し本所となった。そして暦の作成を行ったり、神道を意識し土御門家の陰陽道を「天社神道」と呼称するようになったりする動きがあった。

そのような中、江戸中後期になると安倍晴明を顕彰する祭祀が行われ始める。それが「晴明御霊社祭」と呼ばれた安倍晴明神忌である。この

顕彰行事は先出の山下氏^五や齊藤英喜氏^六らが概要を示し、梅田千尋氏が特に詳しく検討している^七。土御門家の記録によると江戸時代において五回「清明霊社祭」は行われているが、梅田氏はその内記録がはっきりと残されている七百五十年祭（宝暦四年（一七五四））、八百年祭（文化元年（一八〇四））、八百五十年祭（嘉永六年（一八五三））の三回を各地の清明史跡とのネットワーク形成、配下陰陽師の参加、祭祀で使用された祭文などの特徴を捉えつつ網羅的に考察している。

しかし祭祀の内容や概要はともかく、祭祀が行われた理由やどのような意図があったのかといった部分に関しては論じられていない。江戸時代は梅田氏も触れているように、歴史上の人物を神格化し遠忌を行う社寺が多かった。だが、この「清明霊社祭」が流行に乗じて行われたものと片付けるにはあまりに勿体ない。何故なら現在の京都市という区画一つを取っても、江戸時代に「清明社」として扱われた宗教施設が二つ存在しており、安倍晴明という人物の影響力がなおも強かった事が窺い知れるからである。加えて、江戸時代に出版された占本の由緒に晴明が使用されていたり、浅井了意などの作家によって仮名草子が書かれたりしている事からも、土御門家だけでなく民衆の意識の中にも彼が存在していた事がわかる。

そこで本稿は晴明伝承の広がりの中で土御門家がどのような立場にあったのかという側面から改めてこの遠忌行事を検討していき祭祀の意味や意図を論じたいと思う。

一 一 安倍晴明神忌について

本章では江戸時代に行われていた安倍晴明神忌について検討していく。しかし本論で明らかにしたい事は冒頭でも述べたように、神忌の内容的な面よりも、それが実施された意図、土御門家や民衆が安倍晴明という存在にどのような影響を受けていたのかという信仰的な面である。よって本章では神忌について内容を簡潔に述べた後、同じく江戸時代に執行されていた他の遠忌祭と比較しどのような特徴があったのかを論じていく。

また、検討する際使用した史料は宮内庁書陵部所蔵の土御門家旧蔵文

書に含まれる『御家道規則記』^八と京都府立京都学・歴史館に保管されている「若杉家文書」である。前者は文中で弘化四年（二八四七）の天皇を「公上天皇」と記している事から孝明天皇の頃に記されたと思われる写本である。近世に土御門家が行った天曹地府祭の詳細や当主の由緒書が掲載されている他、応永や文和に出された下文の写しが記載されている等、土御門家に関する文書の大まかな内容を伺う事ができる。後者の「若杉家文書」は近世において土御門家の家司であった若杉家が残した文書群であり、土御門家文書が含まれている事でも知られる^九。

先述したようにこの祭祀に関しては梅田千尋氏による先行研究が存在している^{一〇}。この論考によって江戸時代中に行われた事が確定的な宝暦四年（一七五四）の七百五十年祭、文化元年（一八〇四）の八百年祭、嘉永六年（一八五三）の八百五十年祭の様相が詳らかになっているため、本節では簡潔な紹介で済ませる事とする。

この神忌は「清明霊社祭」と称され、安倍晴明が亡くなったとされる寛平二年（一〇〇五）以降嘉元二年（一三〇四）までは百年毎、以降は五十年毎に靈祭は行われてきた祭祀である^{一一}。参列者や奉納金等の祭祀の内容が詳らかとなっているのは、現時点では先述した三回のみで、それ以前は様々な点で確定的ではない。

宝暦四年（一七五四）の七百五十年祭は二点特徴がある。三月二〇日から二六日にかけて行われたこの七日間の神事御修行には四名の「神官」が参加しており、そのほとんどが全国各地の民間陰陽師であった点である。さらに当時唯一土御門家で行われた改暦作業が進行していた為、彼らに加えて幕府の天文方の人間も参加していた。

もう一つは全国の清明史跡とのやりとりが最も綿密に行われていた点である。大和安倍山文殊院、和泉信太、葎屋町清明社、嵯峨野清明社等が土御門家とやりとりをし、何らかの儀式を行なった。大和国安倍山文殊院は元々安倍（阿部）氏の氏寺という性格を持っていたが、当時の制度的枠組とは別に土御門家との連携を必要とした。その結果として、法事や追福行事等の興行を行うと共に、土御門家に和歌一首の下賜、「神号」の付与を願ひ出てもいる。これに応じた土御門家は文殊院の現状を確認し宝物を貸与した。葎屋町清明社は現在の清明神社と同一のものであり、

安倍晴明の宅地跡として知られていた。当時この地に住んでいたのは「愛宕の僧」で、特段土御門家と関わりがある訳ではなかった。七百五十年祭を機に付き合いが始まり、この時は三日間の大祭が執行された。「蘆屋道満大内鑑」の舞台として有名な信太明神社では郷中惣代二人が土御門家を訪れ、神事への名代下向を願っている。嵯峨寿寧院は「清明公御廟」があるにも関わらず儀式の実行にあまり積極的ではなかった。他の史跡は事前に連絡をしていたが、寿寧院は直前の三月一九日まで連絡をしておらず、最終的に同二六日に土御門家から御代参が派遣され、願い出された「神号」の付与が行われた。「神号」には阿倍仲麻呂まで遡った系譜上に安倍晴明を神格化させた由緒も付属されていた。

次に見ていくのは文化元年（一八〇四）の八百年祭である。前回の遠忌祭で見られたような各地の旧跡との密なやりとりは見受けられず、反対に各地に散らばっている陰陽師との関係性が特徴的である。大祭開催に際して全国から陰陽師を上洛させ具官として祭祀の補助を行わせているが、こと八百年祭に関しては大規模な御用金徴収が行われていた。例えば吉田織部という陰陽師の組には御用金三〇〇両が仰つけられ、その内二〇〇両が用立てられた。集められた御用金の額と彼らの居住地・氏名等が記録にとられたが、上京・御用金に応じなかった者に関してはその理由の追求・支払いの催促を行った。当時、土御門家は陰陽師全国支配の触流を実現した為、陰陽師の配下加入に関して一定の強制力を持っていた。この組織的拡張が大祭の財源として活用されていたといえる。

嘉永六年（一八五三）に行われた八百五十年祭は本来行われるべき年から一年前倒して行われている。理由は定かではない。とはいえこの大祭に関しては詳細な史料が残されており、大凡の内容を伺う事ができる。

まず、梅小路村の土御門邸では三月八日から二八日までの二二日間の間行われ、その内七回は長官・次官・祭郎や東寺僧等が揃う「大祭容」の形式で行われた。それ以外は「小祭容」の形式で、長官と寮官のみで勤めた。三月九日には家祖の阿倍仲麻呂（安倍高屋大明神）を祀る神事も行われた。加えて「大祭容」で行われた祭祀のうち八・二一・二六日は楽人も参加し特に大規模なものとなっている。この祭祀には清明町九町組の氏子中が御守所預に奉仕し、梅小路村庄屋等が寄進物預・人足廻し・

弁当廻・御台所配膳方・楠神社預の美玉講中・寄進所預の八雲社中に名を連ねており、開催に際して多くの人数が割かれている。

祭場は梅小路村土御門家邸敷地内の西側に設けられた。広さは東西六間・南北七間であったという。この場所は江戸時代中陰陽道の祭祀として重要視されていた天曹地府祭等を行う為の場所として確保されていた。祭場には鎮火壇や灑水壇、武具、河伯・朱童の像等が陳列された。北に隣接する権殿は御簾で三つに仕切られており、文殊の画像や晴明像、晴明以外の先祖や土御門家縁の故人の像が安置されており、神社での本殿に該当する。この権殿は御所内侍所仮殿を拝領したものであった。

儀式を行うと同時にこの大祭では御守配りや霊宝の開帳が行われていた点が特筆される。「螢火丸」という「剣難・水難・火災・盗賊・諸病」の薬を取り除くという御守りが配られており、これは文化期以降土御門家が積極的に売り広げたものである。また、権殿の北に霊宝場が設けられ、土御門家の正当性を示すものや山水・流星の模様が入った水晶・蛇が昇天した跡に生じた竜木等が並べられた。

一方、葎屋町晴明社では翌年の嘉永七年（一八五四）三月二〇日から二六日かけて晴明霊社祭が開催された。神忌は天台宗の作法による法事として行われたようである。大祭のメインは土御門家当主による参詣で、行列で訪れる土御門晴雄らを迎える為、門前や南隣の屋敷を借りて休息所を設けた。この参詣で土御門家は晴明社に朝鮮織の更紗・太刀・馬代等が奉納された。

以上が江戸時代に行われた晴明霊社祭の概要である。

しかし、七百五十年忌と八百五十年忌が三月に行われている点に疑問を抱いた。何故ならば安倍晴明の没月日は「規則記」等の大抵の史料では九月二六日と記されており^三、彼の遠忌祭を執り行うには時期がずれているように思われたからである。宮内庁書陵部の「陰陽家系図」には十二月十六日とあるが、何れにしても三月ではない^三。後節で比較する桓武天皇や春屋妙葩らの遠忌法会は基本的に彼らの没月と近い日取りで執行されているため、遠忌を行うにおいてズレが生じる事の方が特異である事がわかる。浅学の知識では二十四節気の清明に合わせて行ったのではないかという推測しか立てられないが、度々「清明」と「晴明」

は表記ゆれが起きている為、あながち捨てきれない可能性ではある^{二四}。

また明治期以降の遠忌祭はごく小規模なものとなり、土御門家邸宅ではなく若杉家邸宅の庭で行われたが、その後継続して実施されていたのは定かではない。そして清明社でも遠忌祭が行われ続けていたという確固たる証拠はない。後章でも触れるが、延宝四年（一六七六）に出版された『日次紀事』で九月二八日に葭屋町一条の清明社で霊祭が行われているとの記事が掲載されているが、祭祀の内容は詳らかではない為遠忌祭か、例祭なのかは不明である^{二五}。

現在の清明神社の例祭は「清明祭」と称され九月に行われており、その内容は遠忌祭とは全く関係ない。二六日の命日には嵯峨墓所で献供と祝詞をあげるだけの簡単な儀式が行われているが、こちらも江戸時代に行われていた遠忌祭の面影は見受けられない^{二六}。この事から土御門家最後の当主である土御門晴雄が急逝してしまった事、また明治に時代が変化したことによって「由緒」の明示の必要性がなくなった事も相まって神忌を行わなくなったのではないかと考えた。この点に関しては本論では詳しく検討しないが、一旦盛り上がりを見せた神忌がどの時点で必要とされなくなったのかについては今後の課題としたい。

一一二 他の遠忌と安倍清明神忌の比較考証

前節では土御門家の行った安倍清明神忌について論じてきた。開催される毎に様々な特徴があったが、地方宗教者とのネットワーク形成であったり、地域住民の参詣を望んだものであったり、土御門家とその周辺との結びつきを強くするものであった。

そこで本章では江戸時代に行われていた他の遠忌祭と、前章で取り扱った清明神忌を比較考証していき神忌にどのような特徴があったのかを再考しつつ、共通点があるのかを論じていきたい。

そもそも江戸中期は「復古の時代」ともいわれるように、藩祖顕彰や遠忌祭が盛んに行われた時代である。神社がその信仰を保つためであったり氏子流出を防いだりするために祭神を変化させた例もある程「由緒」

というものが重視された時代でもある^{二七}。

このような時勢の中で行われた遠忌祭について、比叡山延暦寺にて執行されていた桓武天皇遠忌法会^{二八}、鹿王院の春屋妙葩及び歴代住職の遠忌法会^{二九}、大徳寺の一体宗純の遠忌法会^{三〇}、そして安樂寿院における鳥羽法皇遠忌法会を取り上げる^{三一}。また、今回神社における遠忌祭の事例は管見の限りでは見られなかった。よって比較対象が全て法会であるが故の偏重や段取りの違いが見られると思うがご容赦願いたい。尚、資料の関係上一休宗純遠忌法会は一五世紀及び一六世紀に執行されたものを取り扱っている。

まず桓武天皇遠忌法会（以下桓武遠忌）を見ていく。江戸時代中後期に比叡山延暦寺で三回行われており、それぞれ、宝暦五年（一七五五）の九百五十回忌、文化二年（一八〇五）の千回忌、安政二年（一八五五）の千五十回忌である。江戸時代における延暦寺は大まかに東塔・西塔・横川の三塔（三院）と呼ばれる地域に分割され、その下部に谷や坊舎があった。三塔の代表はそれぞれ東塔が執行代、西塔が執行代、横川が別当代と称し、合わせて三執行代と総称した。この三人が定期的に集まって開いた三執集会では、東塔の僧侶の数が西塔・横川よりも多かった為意見が通りやすい傾向にあり、後々これを防ぐ為に西塔・横川が結託する場面もあった。桓武遠忌もその一端を担う事となる。

まず、近世に行われた最初の遠忌法会である宝暦三年の九百五十回忌では、東照講の方が優先されている事、塔毎に行われている事、入念な準備の下行われなかった事、朝廷の関与が全く見られない事が特徴的である。東照講とは延暦寺において毎年一月から一〇月までの一七日に行われる徳川家康の忌日法会の事で、江戸時代の延暦寺僧侶においては通過儀礼として非常に重要な法会であった。また、一八世紀半ばに始まった点も重要である。

文化二年の桓武遠忌は前回とは様相が全く異なり、朝廷から勅許を得て勅会として行われた。文化元年（一八〇四）、三執が連名で青蓮院宮尊真親王に、翌年が千回忌である為根本中堂で法華八講を行いたい事、勅会として朝廷から奉行の登山を設けたい事、法会に欲進する法華經八巻の表題執筆を天皇に、巻文執筆を天台三門跡にそれぞれ依頼したい事、法会参加僧侶名を認めた回章を天皇の勅覧に備えたい事等の要望を提出した。

同二年一月二日無事勅許を受け、法華經八巻の書写に關しても、親王家、天台門跡、関白等朝廷の錚々たる面々が関わる事が決定した。さらに、彦根藩主の井伊直中から嵯峨天皇宸翰が延暦寺に寄贈され、延暦寺門前町の坂本では領内から追放を命ぜられていた村民が恩赦を与えられた。前回では優先されていた東照講が反対に日程を早めており千回忌が優先された。

この千回忌の会役者を巡って三塔間で争いが起き、僧侶にとつて重要だったのは山内での勢力争いであつたという面も併せ持つ法会であつた。

幕末に行われた千五十回忌もそれまでとは様相が異なる。まず「御内々御世話脚」である広橋光成が天台座主第二二八世青蓮院宮尊融親王の坊官を通じて延暦寺に対し、千五十回忌にあたる年である事が問い合わせられた。西塔執行代により確認がなされ、三塔全てが勅会を願わずに各塔で法会を執行する事が決定した。その理由として毀鐘鑄砲の太政菅符の影響があげられる。これに対して撤回を求めていた延暦寺は対応に追われ勅会を執行するだけの余裕がなかつたと見られる。また、この法会は京都深草の桓武天皇陵で桓武天皇千五十回忌法会に院内の僧侶が出仕していた為、忌日当日に行われなかつた。

以上が江戸中後期に行われた桓武天皇遠忌法会の概要である。

次に安楽寿院の鳥羽法皇遠忌法会を参考にする。安楽寿院は京都市伏見区にあり、鳥羽法皇の御願によつて建立された寺院である。鳥羽法皇は保元元年（一一五六）に崩御しており、近世では計六回の遠忌法会が執行されている。安楽寿院はその内明暦元年（一六五五）の五百回忌、宝暦五年（一七五五）の六百回忌、文化二年（一八〇五）の六百五十回忌、安政二年（一八五五）の七百回忌の四回の文書を所蔵している。

遠忌法会に際して、同院の本御塔・新御塔・金堂にて各本尊の開帳が行われた。全ての法会で確認できる訳ではないが、由緒例書等に從えば大凡毎回開帳されていた模様である。開帳中は仮設・仮屋の設営を奉行所に對して願ひ出ており、その詳しい指図も残されている。この時多数の参詣者が訪れる事を想定した人避けの竹垣や階段部分の仮庇等が描かれており、比較的大規模に行おうとしていたと推定される。法会が勅会ではなかつたが故に法会の費用を賄おうと開帳を行ったようだが、あまり利益は出なかつたようである。

反して文化二年（一八〇五）の遠忌法会は勅会であつた。慶長一〇年（一六〇五）の四百五十回忌以降勅会が途絶えていたが、六百五十回忌を行うに際して二年前から武家伝奏である広橋伊光に由緒書や願書が提出され再興された。資金難の為、僧位・寺格の向上、維持の為に勅会の再興を祈願したのである。しかし勅会は認められても僧位・寺格の向上については幕府側から拒否された。

以上、天皇に關する遠忌法会の諸研究を概観した。この二つの事例の他にも長講堂の後白河法王遠忌法会が岸氏の研究で触れられおり、こちらも勅会の年とそうでない年とがあつた。その境として一つ氏があげているのが一九世紀以前か以降かという点である。一九世紀以降、朝廷儀式的復古や朝廷権力強化の為、禁裏御料所外の寺院で執行された法皇の遠忌法会に勅使が参向するようになったという。

続いて祖師に對する遠忌法会二例について述べていく。

まず鹿王院で執行された春屋妙葩とその師である夢窓疎石の遠忌法会についてである。鹿王院で確認できる春屋妙葩の遠忌法会は天正一五年（一五八七）の二百回忌、寛永一四年（一六三七）の二百五十年忌、貞享四年（一六八七）の三百年忌、元文二年（一七三七）の三百五十年忌、天明七年（一七八七）の四百年忌、天保八年（一八三七）の四百五十年忌である。夢窓疎石の遠忌法会は元禄二年（一七〇〇）の三百五十年忌、寛延三年（一七五〇）の四百年忌、寛政一二年（一八〇〇）の四百五十年忌、嘉永三年（一八五〇）の五百年忌である。

まず春屋妙葩の法会に關する仔細が書かれた文書の内容は、法会に寄せられた香典の贈進状と受取状、香資帳、供物の到来帳、道具の借物帳、春屋の道徳を讃える法語、法会の記録帳等に止まっている。法会の執行理由や儀式の内容等の史料は残されていない。

寛永一四年（一六三七）の法会に關する史料には、進物を寄せた人名及び品物とその数量が記載されている他、食事の献立と天龍寺等から借用した食器類と道具の内訳が記されている。これは遠忌法会が院内だけでなく外部との繋がりを持ちながら運営された事を示している。

夢窓疎石の遠忌法会に關しては法語や末寺院からの香進銀、遠忌半齋の回向の事が記されている。やはりその儀式の内容や開催に至る経緯等

は詳らかではない。

次に見ていくのは一休宗純の遠忌法会である。大徳寺で没後毎年法会が執行されていた。しかし中でも一三、三十三、百回忌などにおいては祖師大法会として大規模な法会が執行されている。以下、一三回忌と三十三回忌についての概略である。

明応二年（一四九三）に執行された一三回忌の特徴としては三点が挙げられている。一点目は一休門派の僧衆が深く関与しており彼らの繋がりが強まっていく側面が見受けられる事である。大法会そのものは寺庵単位で行われているが、門派集団全体の行事として扱われていた。二点目は法会の結衆者から寄せられた香典によって成立していた点である。畿内を中心に各地から香典が寄せられており、なおかつ教団員以外の人物が教団員を通じて香典を拠出しているパターンもあった。そして三点目は、大法会に出銭し集まるのは教団員であり、新たな教団員を生み出す機会として機能していたという点である。

続いて三十三回忌についての概略である。三十三回忌は永正六年（一五〇九）と同七年にかけて執行された。この遠忌法会の特徴は、各地で執行されている事、一三回忌とは異なり援助を受け

表一 安倍晴明神忌と他の遠忌

対象人物	最初の執行年	忌法会	規模の変化	外部協力	朝廷の関与	儀式詳細	寄進	宝物展示	時期の誤差有無
一休宗純	明応二年 (一四九三)	毎年	あり	あり	なし?	—	あり	—	—
春屋妙葩	天正一五年 (一五八七)	毎年	なし?	あり	なし?	—	あり	—	—
鳥羽法皇	明暦元年 (一六五五)	毎年	あり	—	あり (一部勅会)	一部判明	—	あり	一部誤差有
桓武天皇	宝暦三年 (一七五三)	毎年	あり	なし	あり (一部勅会)	—	あり	—	一部誤差有
安倍晴明	宝暦四年 (一七五四) (推定)	毎年?	あり	あり	なし	一部判明	あり	あり	あり

最後に百回忌についてだが、百回忌は前述の遠忌法会と同様に真珠庵だけでなく一派全体の行事として執

行され、役職についている僧侶の人数が減少した。結果者にも変化がある。教団の大壇越であった朝倉氏が滅亡した影響で越前からの結衆者は皆無となり、反対に近江野洲郡矢嶋からの結衆者が限定的に増加した。故人の名義で出された香典も増加し、二倍以上に増えているが、これは祖先祭祀の盛行と祖師忌大法会への故人の結衆が深まった事に由来する。

以上が一休宗純の遠忌法会に関する研究である。他と少々性格を異にするが全国各地から結衆している事、回を増す毎に主催者の運営・経営の能力が成長していった面では比較対象として十分だろう。

次の表一は今まで述べてきた遠忌法会に関して項目別におこしたものである。まず遠忌の定着についてであるが、安倍晴明に関しては一八世紀以降定着したものと見られる。晴明神忌が行われる数年前に初めて地図上に現在の晴明神社と同所にその名を確認できる点と、『扶桑京華志』等の名所案内の書籍で確認できる最初の例が一六六五年であり、その約四十年後に七百年祭が行われたと考えられるからである。この点に関しては次章で詳しく検討していくが、おそらくこの時期から始祖に対して改めて向き合い始めたのだろう。

共通性としては、鳥羽法皇遠忌法会のような宝物が展示による一般民衆の観覧を図った点である。前章で言及したように晴明神忌でも多くの宝物が展示されていた。楠木正成や織田信長、足利義政、始祖の阿部仲麻呂由来の品々とされるものが祭祀に際して造営された仮殿に陳列された。由来が記された目録も作成されているが、どれも信憑性に乏しく、各々の権威や知名度を借り集客を見込んだのだろう。後章でも述べるが土御門家は宝暦期に入ると財政難に陥った^三。その理由が免状発行による収入の減少のため、すぐに改善されたとは考えにくい。そのため神忌が行われていた時期に関しても財政難であった可能性が高く、覽料や御守による収入、もしくは収入そのものが目当てで神忌が行われたのだろう。

また、規模の拡大が見られる点も共通性の一つである。史料の残存状態によって判明する範囲が変化したり、時勢の影響を受けたりしている。為一概には言えないものの、総じて法会等の規模が一度は拡大している。桓武天皇法会や鳥羽法皇法会は勅会での開催を試み、晴明神忌は勅会開催の願いこそ出していないが、その関係する周辺の動きが活発になった。このように、遠忌は行われる事自体が機関にとって非常に重要な意味があったと考えられる。単なる権威付や由緒付ではなく、機関や機構の存亡の要因とも取れるような行事であったのである。

二二一 江戸時代における土御門家について

前章で遠忌法会について述べてきたが、そもそも「遠忌」が多く執行される江戸時代において土御門家はそのような立場であったのだろうか。晴明神忌も桓武遠忌と同様、ある時期を境に意識され執行されるようになった。その内容に差異はあれども、自身らの始祖やそれに準じた人物を顕彰する姿勢が変わりはない。土御門家においてそのような意識が生まれた背景がどのようなものであったのかについて、近世における土御門家の動向と共に本章では探っていく事とする。

近世における土御門家については多くの先行研究が存在する。本論

でも多く参考している梅田氏は「近世宗教史における土御門家」^{三三}で、江戸時代の陰陽師については大凡の検討がつくものの、陰陽道に関しては体系的な経典が無かったためにそうではないとしている。

加えて現世利益や魂の救済、死後の世界を扱わないため一般的に「宗教」としても扱われない。そのような状態の中で近世の制度的な面で見ると、所謂平安時代からの名残である宮廷陰陽師とそれ以外の民間陰陽師という区別がなくなり、土御門家は様々な宗教者に営業許可証の意味で「免許」を発行していたと論じている。この所謂「免許」の発行が可能になったのは、天和三年（一六八三）には陰陽道支配権を獲得し本所となった事による。朝廷より得た支配権を補強する形で当時の將軍である徳川綱吉からの朱印状も出されており、土御門家を頂点とする近世陰陽道の体制が公武両方から認められる形で確立されたのである^{三四}。

そもそも土御門家は陰陽道・天文道（曆道）を家職としていた。しかし曆道に関しては後水尾天皇から指示され兼道していたにも関わらず、習得はしていなかった。結果、元和期に土御門泰重が賀茂傍流である南都の幸徳井家を取り上げた事により、曆道は彼らに分掌される事となった。後述するが、これが様々な遺恨の原因となってしまう。戦国期に若狭国へと移住していたが、慶長五年（一六〇〇）に出仕の命を受けて上洛、以後梅小路村（現京都市下京区梅小路西中町）に居住し家禄一八〇石余を受けた。中下級公家でありつつ、家康昵近衆として徳川家に近い立場でもあった。そして陰陽道宗家として最も重要であると言っても過言ではない祭祀の面では、その開催期間等に多少の差異はあれども、朝幕の為に近世土御門家が最重視していた祭祀であった天曹地府祭を幾度となく行い、三万六千神祭や三穂打、巳の日の祓を執行してきた。特に天皇即位及び將軍宣下の際に行われた天曹地府祭は、都状が宸翰もしくは直筆のものであったり、日時や具官の氏名まで詳細に記録に残されておりしている^{三五}。

しかし土御門家が江戸時代に入ってすぐに陰陽師支配に乗り出せたのかというと、否である。

江戸初期における土御門家は先述した曆道を幸徳井家に分掌させた事により、「家業」を自ら表明しなければならぬ事態に陥った^{三六}。何故

なら問題が民間宗教者支配をめぐる論争であり、彼らへの支配権を確立する事ができなかったからである。在地の宗教者達を束ねる幸徳井家や大黒家は中世権門支配の流れを汲んでおり、土御門家は彼らへの対抗手段に乏しかった。幕府や公家社会内部に浸透し神道の吉田家のような近世的本所となろうとした土御門家にとっては障害であった。そこで「家職」が何たるかを明確化する事によって支配権を得ようとした。最終的に土御門家は「家職」＝「陰陽道」とし、この論争の終結期には公武祈禱を拠り所とした^{三七}。

加えてこの問題が起きる以前から陰陽道は「神道化」の傾向にあった事も明記しておかなければならない。時代は少し遡るが、天正一三年（一五八五）京都で地震が多発していたため神道の吉田家と陰陽道の土御門家の両方に祈禱執行の命令が下された。当主であった土御門久脩が泰山府君祭を行ったがその「壇場」は極めて見窄らしいものであったと吉田兼見が『兼見卿記』に記している。そして祭祀執行のために必要な法具や装束がない為に兼見に借りようとしていた事も書かれている。泰山府君祭は陰陽道にとって重要な祭祀であるのに、それをともに敢行できないほど衰退していた事が窺える。加えて近世に入り、寛永六年（一六二九）になると土御門泰重（土御門泰福の祖父）が中宮の安産祈願祈禱を命じられたため祈禱を行ったが、作法はほとんど「宗源行事」や「十八神道行事」などの吉田神道が行う作法と同じものとなっていたという^{三八}。さらに土御門泰福が山崎闇斎に入門し垂加神道の一文に名を連ね「天社神道」を大成し著しく「神道化」した。「天社神道」とは「文肝抄」や「天社神道祭式」等の用法や祭式、儀礼、技法の側面を意識する時に使用される呼称であり、「安家神道（＝陰陽道）」は撰日、天文、五行占等の暦や易占に関わる術に関して使用された。後に、「天社神道」の祭文、呪符、祝詞、呪文などは「天社神道神拜式」を編纂し各地に有償で頒布した例がある。近世前期から個別的な祭式伝授の例はあったが、有償での祭祀の内容を含む伝授は権威及び知識の商品化の例の一つでもあった^{三九}。

このように陰陽道本所として全国支配に乗り出す以前は祭祀・儀礼などの中身の部分において神道と形容されてもおかしくはない状況であっ

た。幸徳井家・大黒家との論争も相まって土御門家はその職分や支配権を確立させようと奔走していた事が窺える。また、土御門家が本所となったのは神道を支配していた吉田家や白川家に比べると比較的遅い。諸社欄宣神主法度が寛文五年（一六六五）に出された事による神職支配公認に比べると三十年ほど遅れている。このような点も土御門家が家職と職分としての陰陽道を再考しようとした要因の一つではないだろうか。

本所として確立してからは、まず畿内・尾張・備中・江戸に散在していた声聞師を中心に手中に入れていった。数年ではあるが、奈良・京都における触頭の設置・許状の発行が遅れているのはやはり幸徳井・大黒の影響が強力なものだったからである^{四〇}。

その後の経過としては、宝暦期に入り当主が土御門泰邦の頃になると土御門家は財政難に襲われた。許状・呼名免許願いが激減したからである。これはある程度組織化が進み未加入者が減少し、触頭以下の陰陽師を把握できていなかった為に免状が使い回され代替わりの際に新しい許状の発行がなされなかった等の原因がある。よって土御門家は支配強化をしようとして全国触を出すよう幕府に願い出すが却下されてしまう。

そのような状況を打破しようとしたのが、土御門泰榮であった。全国触を望んだ点は宝暦期と変わらないが、内部構造の改革を行う事により支配権を強化しようとしたのである。

まず全国触に関してだが、それまで「陰陽道」や「陰陽師」の職業範囲に明確な規定がなされていなかった点を改善し、その内容を明示した上で寺社奉行に届け出たのである。これによって家職の内容も明確化され、最終的に修験道・神道の兼職を容認し許状を発行する事になった。内部構造に関しては「古組」を編成し、幸徳井・大黒家を確実に内部に組み込もうとした。先述した通り両者と土御門家の仲は落ち着かないものであった。本所であり立場が上位である土御門家は、在地の陰陽師や声聞師と強い関係で結ばれている幸徳井家達に上納金や年頭札の強制をする力を持っていなかったし、幸徳井家の方も必ずしも本所の意向に従う訳ではなかった^{四一}。そこで「古組」という枠組みを作り人員に組み込む事で人足強化を行ったのである。結果、天明五年（一七八五）より古組は貢納金免除・「京人」「北野人」という檀那場からの収入、「職札入」

という名目の職札仲介による収入を得るようになった。そして一ヶ月の内六日間、後にはほぼ常勤となる本所での勤務が課された。このように本所からの積極的な人別掌握が行われたのである。

以上のように、江戸時代における土御門家は、基本的に自らの「家職」及び「職分」を明示し、陰陽道とは何たるかを繰り返し考えていかなければならない状態であったといえるだろう。そのため、幕府に何度も全国触を願い出たり人別掌握を行ったりしていた。基本的にこのような状況が幕末まで続いていくため、神道や他の宗教のように体系的な教典がない中で自問し、その表明を行わなければ家そのものだけではなく陰陽道自体が衰微してしまっていたであろう事がわかる。

二二二 江戸時代における安倍晴明について

前節では江戸時代において土御門家がどのような状況にあったのかを検討した。一貫して本所としての地位を確立するために奔走している印象が強く、その結果として土御門は家職としての陰陽道をどのようなものとするかを再考するに至った。本所としての機能を果たしつつ、土御門家という陰陽道のトップとしての地位を確実にするために、それまで解決していなかった幸徳井家との争いも機構に取り込む事によって解決していった。

そこで本節ではそのような状況であった土御門家にとって安倍晴明がどのような存在であったかを検討していく。安倍晴明自身は平安時代に活躍した陰陽師であり、現在でも陰陽道の祖といったイメージで多種多様なメディアで扱われており、現在京都市中京区にある晴明神社の祭神として祀られている。人が神として祀られるケースは菅原道真や徳川家康を筆頭に多く見受けられるが、彼が神になるに至った経緯は一体どのようなものであったのだろうか。

そもそも彼が神格化されていくのは賀茂氏と安倍氏という、平安時代における陰陽道の二大勢力の対立が顕在化し始めた院政期頃からであるという^三。そしてその中核を成しているのが晴明自身の「自己アピール」

であった。彼が行った儀式の様式などを貴族達が日記に残し、それが後世の人々の目に留まり、そこに書かれた「優れた陰陽師安倍晴明」が神格化のスタート地点であった。平安後期成立の『今昔物語集』では賀茂忠行の愛弟子として見鬼の才を発揮した事、成立年不明の『簠簋内伝』では吉備真備の子孫であった事等が記されており、こうした伝説も相まって「才気煥発な安倍晴明」という陰陽師像が作られ神格化が進んでいった。勿論こうした伝説は後世の創作である可能性は充分にある。晴明の子孫達は激化していく対立の中でいかに自分達の祖先が素晴らしく優れていたかを表明するという手段で生存を図ったのだという。特に細井氏は晴明が賀茂忠行の愛弟子であったという事に関して、忠行の官位が貴族として最低ラインである五位であった事や、忠行の息子である保憲も見鬼の才を発揮していたことから、安倍家（ないし土御門家）がこれらに対抗する為に晴明見鬼伝説を作り出した可能性も否めないとしている^{三三}。

以上のように鎌倉期に晴明伝説創始の基盤ができた。すると室町期以降広く流布した陰陽道書の『簠簋内伝』で、晴明がどのようにして「簠簋」を手に入れたのかを語る「清明序」という項目が書かれる。内容は平安時代の彼の活躍を描いた説話群とは全く無関係の物語であり、晴明選書と言われるが信憑性は低い。それに加えて『簠簋内伝』の内容には陰陽道らしい言葉よりも仏教色の強い言葉が使用され、そもそも「陰陽道」という言葉が使われていない。だが序文では内容が「天道陰陽の至理」「陰陽の奥理」を伝えるものとされている点には注意しなければならない^{三四}。そしてこの『簠簋内伝』は江戸時代に入ると『簠簋抄』なる注釈書が作られ、より一層広く流布する事となる。どのくらい広まっていたのかというと、「天社神道」という新たな道筋を見出していた泰福が土御門家、ひいては安倍晴明とは何ら関係ない事、これを作ったのは「真言僧」だと明言した程である^{三五}。多くの人に読まれる事は、晴明に関する陰陽道の本という点のみに限れば、土御門家としてもメリットがあったであろう。特に当該時期は先述したように陰陽道本所としての土御門家を確立させようとしていた時期でもある。しかしその内容が荒唐無稽であったため、むしろ逆効果だと考えたのであろう。しかし泰福の考えとは裏腹にこの『簠簋内伝』はさらに広まっていった。地誌や案内

記で清明伝説に触れる際、『簠簋内伝』は清明が記したものであると説明するものがいくつも見受けられた^{三六}。民衆にとつて、その内容が誤りであったとしても「安倍清明」という文字があれば信用に足るものであったようである。

また、同時期には『信太妻』や『蘆屋道満大内鑑』などの古浄瑠璃や義太夫が作られた。その中で彼の出自は狐の母親から生まれた特異なものとなっている。浅井了意という江戸時代前期の僧侶によって寛文年間の頃に『安倍清明物語』という仮名草子が記されてもいる。この仮名草子の中で彼は『簠簋内伝』や『簠簋抄』で語られた清明伝承の矛盾点を『昔物語』などの説話での補完を図った^{三七}。これにより安倍清明という人物を天文・占・歴占・易占・人相全てを得意とする稀代の占い師というイメージを定着させようとしたという。

これが功を奏したのか、この頃から京都の名所案内記に「清明社」ないし「清明神社」や「清明塚」の文字が見受けられるようになる。葎屋町一条にある現在と同一のものと考えられる「清明神社」が最初に文献で確認できるのは寛文五年（一六六五）刊行の松野元敬著『扶桑京華志』の「清明の神社」という項目とその説明文である「堀川の西一條北にあり 地を清明町（原文ママ）と曰く^{三八}で、地図上では寛延三年（一七五〇）である^{三九}。「清明塚」の地図上での初見は承応二年（一六五三）新改洛陽並洛外之図である^{四〇}。

『扶桑京華志』の前年に出版されている浅井了意著『京雀』には清明の居宅があった事、そしてそれが町名の由来になった事等が書かれているから、以前から清明縁りの地として知られていた事も窺える^{四一}。しかし『安倍清明物語』を書いており、清明に関心が深かった筈の著作にも関わらず「清明社」については触れられていない。単純に邸宅跡地の事のみを伝えている点が少々興味深い。後に『京雀』の補完のために出版された『京雀跡追』でも同様の内容を伝えるのみで、やはり「清明社」について触れられていない。反対に「清明塚」に関しては詳細に記しているため、「清明社」に触れていない事が目立ち、了意自身が注目していたのはどちらかと言えば「清明塚」であったのではないかという印象がある。

加えて、地図に限って言えばほとんど「清明社」を確認することができず、むしろ宮川筋五丁目にあったとされる「清明塚」の方が頻出している。この「清明塚」も「清明社」として表記されるパターンが地図と案内記の両方で見受けられたが、本論では葎屋町一条にあるもののみを「清明社」として取り扱う。今回検討した『新修京都叢書』並びに『新撰京都叢書』で「清明社」「清明塚」に関する内容を記載した地誌等が一六誌あることが判明したが、その内「清明塚」を記載したものが一二誌で、「清明社」を記載したものが七誌であった。「清明塚」と「清明社」の両方を記した名所案内記は、『扶桑京華志』『日次紀事』『雍州府志』『山州名跡志』『山城名跡巡行志』『都名所図会』『花洛羽津根』の七点（表中○印のついているもの）であった。反対に「清明社」のみを記したものが一点（表中□印のついているもの）、「清明塚」のみのものが五点（表中○印のついているもの）であった。

次の表二はそれらをまとめたものである。これらを比較してみると、ほぼ全ての書誌で「清明塚」が取り上げられており「清明社」が記載されていない案内記であっても、「清明塚」は高い確率で記載されている事がわかった。また説明文に関しても、「清明塚」は清明が死後同地に祭られたことや治水伝説について語られている事が多く、「清明社」のほとんどは居宅跡地であった事のみであり、『大鏡』で語られる花山院の出家に関する逸話が多少散見できる限りであった。

以上の事から清明神忌において土御門家と連携し、当主が参詣するほどの要地となった「清明社」であるが、民衆が意識していたのは「清明塚」であったという傾向が現れていると考えた。

では「清明塚」とはどのようなものであったのだろうか。この塚は近世以前から鴨川・五条中島にあったとされ、貞享三年（一六八六）頃、建仁寺門前の恵美須神社南に移動した事を『京大絵図』で確認できる。中島に「清明塚」が出現したのは恐らく近世に入ってからであると下坂守氏が述べている^{四二}。氏はこの地にあった冥界への入り口としての信仰が存在していた所に、法城寺という寺と治水の信仰が定着、そして安倍清明伝説が加わったのではないかと推測している。五条・中島というと、古来より墓地として使用されてきた鳥辺野に程近く、小野篁がこの

近世土御門家と安倍晴明神忌

表一 地誌・案内記における「晴明社」及び「晴明塚」

書誌名(出版年)		項目名	内 容
京雀 寛文四年(一六六四)	○	晴明町 五条橋通	花山院に関する伝説 晴明の居住地であったことについて 五条橋通東の四筋目北側に晴明塚があるとの記載
扶桑京華誌 寛文五年(一六六五)	◎	法城寺 晴明の神社	五条中島の法城寺の由緒と晴明治水伝説 没後塚が作られる 後三条橋東の心光寺に移動 堀川西一条晴明町にある神社 晴明の来歴 花山院に関する伝説 神社についての記載は初
日次紀事 延宝四年(一六七六)	◎	九月二八日 晴明が旧跡	堀川西北にある晴明社祭についての記事 花山院に関する伝説・晴明居住地 東福寺 南門に晴明の墓がある。法城寺と晴明塚に関しても記載有
出来齋京土産 延宝五年(一六七七)	○	晴明が旧跡	戻り橋・花山院に関する伝説 晴明町 五条松原通鴨川東の岸にある晴明塚についての記載
京師巡覽集 延宝七年(一六七九)	○	晴明塚	鴨川東建仁寺の前 簗篋内伝の著者が晴明であるとの記載 藤原道長に関する伝説 法城寺の由緒
雍州府志 貞享元年(一六八四)	◎	晴明屋敷	大和大路一の橋東南にある晴明の屋敷について 陰陽師が居住しており晴明の余流か との記載
菟芸泥赴 貞享元年(一六八四)		安倍晴明神社	一条北葭屋町にある
京羽二重織留 元禄二年(一六八九)	○	戻橋	戻橋伝説について 晴明の由緒 盛衰記から引用された伝説
山州名跡志 元禄一五年(一七〇二)	◎	水去城寺 晴明町 晴明塚	法城寺の由緒 雍州府志の内容とほぼ同様 町名由来 宅地跡に神社がある 塚が初めは宮川町にあり、宮川町を開くため塚が消失したこと
都すずめ案内者 正徳五年(一七一五)	○	二条通 五条通	晴明町 五条通東へ四筋目の立町に晴明塚がある
京町鏡 宝暦元年(一七五一)	□	晴明町 今宮祭	西側に晴明社がある 晴明居住地 今宮祭の開催期間中葭屋町は晴明祭を行う旨

書誌名(出版年)	項目名	内容
山城名跡巡行志 宝暦四年(一七五四) ◎	清明塚 清明社 清明水 清明井	宮川町東北側辻子に塚があった 葭屋町一条北 靈勸請は不明 清明居住地 例祭は九月二六日 神輿一基 氏は門前一町 清明社同地にある 相良郡にある
都名所図会 安永九年(一七八〇) ◎	清明塚 清明神社	宮川町東松原に清明塚がある 道を開くため移動し社が建てられた 一条西葭屋町の清明町に神社がある 清明の居宅
拾遺名所図会 天明七年(一七八七)	天文台	西七条南梅小路の土御門家邸宅 同地に清明社?あり 神社を再建した
花洛名勝図会 文久二年(一八六二) ◎	清明社 安倍清明社	洛東松原通宮川町東に清明塚があった 奇怪が度々あったので再建 藤々屋町一条上清明丁にある 清明居住地 仔細は不明
京羽津根 文久三年(一八六三)	清明水	一条堀川の東諸侯(近衛家)の庭にある 清明の祈禱によって湧き出た

世とあの世を行き来したという伝説の残る六道珍皇寺もそばにあるような土地柄である。

また、葭屋町一条近辺には一条戻橋があり、そこにも清明が十二神將の式神を置いていたという伝説が残されている。しかし五条河原と異なり、冥界の入り口という漠然としたイメージよりも、渡辺綱が鬼の腕を切り落とした伝説や、三善清行死去の知らせを聞いた息子がこの橋の上で葬列と遭遇したところ、清行が一時息を吹き返したという三国伝説等の印象の強い伝説が既に残されている。これらの伝説が清明伝説の影響を弱めてしまった可能性がある。清明の治水伝説に沿って中近世初期の陰陽師たちが活動していた事は既に指摘されている^{四三}。この清明^{四四}治水伝説の図式はこの頃には民衆にも十分伝播しており、尚且他に目立つ伝説がない五条河原の「清明塚」の方がより伝説が浮き彫りになり魅力的に、そして違和感なく受け入れられたのではないだろうか。

多くの案内記や地誌に書かれている史跡であるのに対して、土御門家が清明神忌の際に「清明塚」と連携をした記録は見つかっていない。こ

れは土御門家の公家側の目線と民衆の目線の違いにあると考えた。「清明社」や一条戻橋が位置する場所は古代・中世と京域の境とされており、丑寅の方角であるのに対して「清明塚」は鴨川以東にあり、いわゆる京域の外に位置する。平安京が碁盤の目状になっているのは、そうする事によって所謂妖怪を封じ込めようとしたからである^{四四}。そして羅城門や一条戻橋付近には妖怪達が出現するとも考えられていた。よって封じられていない京域外は「平安」ではないと考えられていたのである。勿論この都市計画には陰陽師という存在が大いに関わっていた。この事を踏まえて考えれば土御門家がより重視するのは清明居宅跡地と伝承されており、立地も申し分ない「清明社」であると考える事ができる。対して民衆的目線では、治水伝説と簡単に結びつける事ができ、祇園や宮川町などの花街が近辺に存在し、清水や八坂などの観光名所からも程近いとなれば中心部から幾分離れている邸宅跡地よりも「清明塚」が最良とされていてもおかしくはないだろう。

また、一章でも述べた通り「清明社」は愛宕の僧が住んでおり、土御

門家でさえ七百五十年忌を境に付き合いを始めたようであるから、土御門家にとつても当初は重視する存在ではなかったのであろう。一つ注意しておかなければならない事は、葎屋町一条も確実に晴明が居住していたとは言えない点である。応仁の乱による荒廃を経ての京域であり、そもそも晴明邸宅がそのままの形で伝領されていた訳ではない^{四〇}。

この「晴明塚」といふ法城寺は明治四年に廃されており跡をとどめない。土御門家との交流を持たず塚自体も江戸時代中に無くなっていったために、より由緒のある（と見せかけた）「晴明社」が重視されるようになったのだろう。

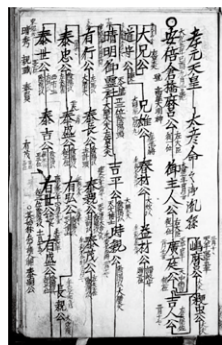
明治以降の「晴明社」を追っていくと、明治二八年（一八九五年）刊行の『京華要志』には四月一日に五日間の宝物展示があること^{四一}、同じく明治二八年刊行の『京都土産』の京都年中行事の欄に九月二六日に例祭があることと、京都月并賑ひ并夜店の欄には一月二六日に夜店が並ぶことが載せられている^{四二}。他にも明治二九年（一八九六年）から大正四年（一九一五年）にかけて刊行された『京都坊目誌』に「晴明塚」「晴明社」「晴明町」の項目があり、それぞれ由緒や由来などが説明されている^{四三}。廃された後でも一定期間はその存在は知られていたようである。

以上、晴明に関わる史跡と伝説で晴明がどのような存在であり、影響を与えていたのかを検討したが、ここで一旦土御門家に関わる文書から晴明顕彰について論じていきたいと思う。

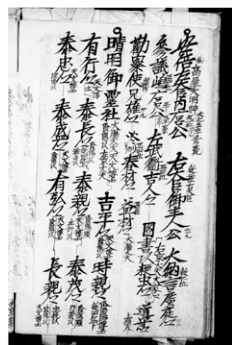
二一三 古文書から見る顕彰行為

前節では史跡と伝承から江戸時代における晴明がどのような影響を与え、取り扱われてきたかを論じた。本節では主に『御家道規則記』に残された文章や家系図から土御門家における由緒意識について検討していきたいと思う。

『規則記』に記載されている家系図は特に興味深い。土御門家の歴代の当主たちはそれぞれ「晴雄」や「泰福」といったように名前で記載さ



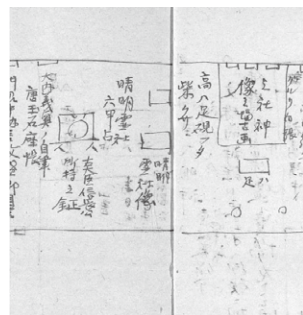
図一 『御家道規則記』二五頁



図二 『御家道規則記』二九頁



図三 『御家道規則記』三三頁



図四 「若杉家文書」二〇

れているのに対し、図1〜3のように晴明は「晴明御霊社」として記されている^{四四}。『規則記』には三点家系図が掲載されており、その全てでそのように書かれているため、晴明を顕彰する意識の現れとして見る事ができる。加えて、この「御霊社」という呼称は「若杉家文書」の八百五十年祭に関する古文書の中でも晴明を指す言葉として使用されている（図4）^{四五}。『規則記』で晴明個人をそのように表記している事、遠忌祭の仮殿で肖像を陳列した際にも同様の表記がなされている事から「若杉家文書」でも「御霊社」という言葉は葎屋町晴明社ではなく晴明個人を指していると考えられる。晴明以外でこのような表記をされているのは安倍家始祖として扱われている安倍倉橋（梯）麻呂のみであった。彼は高屋大明神と表記されている他、氏名をフルネームで書かれている点も他の当主とは異なる。安倍家として、陰陽道の大家・本所として、二人の祖を重視していた形跡として見て良いだろう。

これ以外にも、清明を顕彰していると思われる形跡がある。各当主の氏名の横には官位等の記載があるが、全ての家系図で彼の官位が陰陽頭と記載されている点である。歴史的事実としては、清明は陰陽頭に任命された事はなく、そもそも官僚としてのキャリアがスタートしたのは五〇歳以降からという当時としては勿論、現代的観念から見ても相当な遅咲きであった。安倍家で初めて陰陽頭に命じられたのは清明の息子の吉昌である。書き損じの可能性も否めないが、三点中三点がそのようになっていることを鑑みると単なるミスとは考えにくい。清明の次代の当主である吉平も陰陽頭に任じられていなかったが、やはり陰陽頭であったとされており、陰陽師として活躍していた二人の官位を意図的に上げたと考えて良いだろう。吉平は嫡男であり清明同様、藤原道長などからの信用も厚かったが、陰陽寮長官であるその地位を得る事は叶わなかった。何故二人が官位を得る事ができなかったかという点について本論では検討しないが、安倍家を陰陽道の家として周囲に認知させた二人が陰陽頭に任じられていない事を不審に思い、土御門家の由緒を編纂しようとした際に改変されていたとしても不思議ではない。今回他の家系図を検討する事はできなかったが、少なくとも幕末の土御門家ないし『規則記』を記した人物は安倍清明を陰陽頭として扱ったのであろう。

加えて遠忌のことを「神忌」と記している点も興味深い^五。これらは彼の伝説が各地に残されている事を鑑みつつ、土御門家の中でも重視すべき存在が安倍清明である事を再認識した上での表記ではないかと考えた。かつ、明確に神として認識していた事が如実に表されている例の一つでもあると考える。『規則記』が記された江戸末期の孝明天皇治世の頃、土御門家は関白と武家伝奏に諸国触流を請求している^五。これは全国の陰陽師支配を強化する為のもので、慶応三年（一八六七）に求め、同年二月二四日に認められている。このような面からも、改めて土御門家の由緒や「安倍清明」という一種のスター性を誇示しておく必要があったのではないかと考える。

以上が江戸時代における安倍清明についての取り扱われ方である。鎌倉時代にその神格化は既に始まっていたが、時代が降り江戸時代に入る土御門家が本所として陰陽道支配に本格的に始動した事によって、明

確な由緒が必要になったのである。その結果、文書に「御霊社」「神忌」といった言葉が残されたのであろう。加えて地誌や案内記に清明所縁の史跡が掲載されるようになり、その伝説はさらに伝播していく事となった。案内記には元日・正月の過ごし方を掲載したものがあつたが、その内容の根拠に清明が登場している^五。

そしてその史跡が後世まで残存するか否かは土御門家との関係が深く関わってくるのではないかと所見を抱いた。土御門家と関わりを持つ事によって最大の清明顕彰行為である清明神忌を行った（行う事ができたといっても良いかもしれない）「清明社」は現在でも葭屋町一条に鎮座し、近年では人の絶えることのない人気の観光スポットの一つである。

既に広がっていた清明伝説は、江戸時代に花開いた書物文化に多大な影響を受けさらにその範囲を拡大なものとした。戦や合戦が起きない平和な世の中は物流を円滑にし、旅行をするという余裕も生まれた。その中で編まれた地誌や案内記に清明に関する史跡が登場した事は土御門家にとつて好都合であつた。由緒を広め、勝手に箔付がなされていくから「簗篋内伝」のように、時にはそれが不都合になり得る事もあるが、少なくとも「安倍清明」という存在と「土御門家」は祖先と子孫であるという事実を裏付けるものの一つになり得たことは確かだろう。

おわりに

この卒業論文において、近世土御門家と安倍清明神忌について「遠忌」と「伝説」の二面から述べてきた。近世土御門家において清明神忌を行うことは、自らの正当性を内外に証明するものであつたといつても過言ではないだろう。近世に入り、土御門家は陰陽道の本所となつたわけであるが、手中に収めておくべき幸徳井家や大黒家と争い近世中期に至るまでその状態が続いてしまつていた。これを打破する為に古組と称される新しい枠組みを作り人別掌握を為したが、これだけでは十分に権威を示せないと考えられたと推察した。

陰陽道本所という機構そのものと、土御門家の両方の権威・由緒を証

明するために行われたのが晴明神忌である。江戸時代中、安倍晴明という存在は葉や正月の過ごし方など様々な物事の権威付に使用されており、町名の由緒となるまでに民間に浸透していた。鎌倉時代にその神格化の基盤が作り出され、地方陰陽師たちの活動の基盤となっていた晴明伝説も伝承され、新たな物語が作られるほどであった。そのような存在であった晴明は地誌や案内記においても、伝説や偉業と共に語られ、所縁の地は紙幅を割かれ紹介された。

土御門家においてもそのような傾向が見てとれた。土御門家⇨安倍家とした時に、始祖のみを顕彰するのではなく、陰陽師として名を馳せた安倍晴明も顕彰したのは、先述したように民衆にその伝説が広まっており、由緒の根拠として取り上げるには十分な存在であったのだ。その結果、『御家道規則記』には「御霊社」との記載がされ官位の改変が行われた。

今回は晴明神忌を中心に近世土御門家にとって安倍晴明がどのような存在であったのか、神忌を行う意味や意図がどのようなものであったのかを検討し、晴明没後七〇〇年以上経った当時でもその権威を最大限に活用し家を存続させようとしていたことがわかった。しかし『御家道規則記』と『若杉家文書』以外の史料を検討すること、京都以外の晴明史跡や伝説について詳細に調査することができなかったため、今後の課題としたい。再度この課題が研究されることに期待するとともに、改めて安倍晴明という人物に着目し、何故彼にここまで魅力があるのかという点にも生誕一一〇〇年を超えた今、再度検討されることを願うばかりである。

- 一 「安倍晴明」国史大辞典
- 二 山下克明『陰陽道の発見』日本放送出版協会二〇一〇年 繁田信一『安倍晴明―陰陽師たちの平安時代―』吉川弘文館二〇〇六年
- 三 細井浩志「新しい安倍晴明像」の始まり」『現代思想』第四九巻 第五号 青土社二〇二二年
- 四 赤澤春彦「陰陽道の中世的展開」『現代思想』第四九巻 第五号 青土社二〇二二年 五〇―六一頁

- 五 前掲注二
- 六 斎藤英喜『陰陽師たちの日本史』角川選書二〇一四年
- 七 梅田千尋「江戸時代の晴明霊社祭」晴明神社編『安倍晴明公』講談社二〇〇二年
- 八 『御家道規則記』国文学研究資料館所蔵クリエティブ・コムズ表示 4.0 ライセンス CC BY-SA
- 九 「土御門家文書」国史大辞典
- 一〇 前掲注七
- 一一 前掲注八 二二頁
- 一二 前掲注八 三三頁
- 一三 山下克明「安倍晴明の邸宅とその伝説」『日本歴史』六三二号 吉川弘文館二〇〇一年
- 一四 山城名跡巡行志で紹介された晴明所縁の井戸は「清明井」表記となっている。
- 一五 若杉家文書四三六で九月付の例祭の祭文案が確認できる。
- 一六 晴明神社 <https://www.seimeijinja.jp> アクセス日 2022/01/22
- 一七 井上智勝「寛政期における氏神・流行神と朝廷権威―大坂の氏神社における主祭神変化の理由―」『日本史研究』第三六五号 日本史研究会 一九九三年
- 一八 鍛冶宏介「江戸時代中後期天皇追悼儀礼の展開―延暦寺における桓武天皇遠忌法会を事例に―」『仏教史学研究』第五〇巻 第二号 仏教史學會 二〇〇八年
- 一九 矢内一磨「近世の鹿王院の遠忌法会に関する一考察」鹿王院文書研究会編『鹿王院文書の研究』思文閣出版二〇〇〇年
- 二〇 矢内一磨「臨濟宗一休派の祖師忌法会についての一考―十三・三十三回忌大法会をめぐって―」『文化史学』四五号 文化史学会 一九八九年
- 二一 岸泰子「近世安楽寿院の鳥羽法皇御遠忌法会」『鳥羽安楽寿院を中心として院政期京文化に関する多面的・総合的研究』（科学研究費補助金研究成果報告書）二〇〇七年
- 二二 梅田千尋「近世陰陽道組織の研究」吉川弘文館二〇〇九年
- 二三 梅田千尋「近世宗教史における陰陽道 陰陽道の拡散と忘却」『現代

- 思想』第四九卷第五号 青土社二〇二一年 六二一―七三頁
- 二四 木場明志「近世土御門家の陰陽師支配と配下陰陽師」『大谷学報』
六二卷三号 大谷学会一九八二年
- 二五 前掲注八 三八頁など
- 二六 梅田千尋「近世本所の家伝と家職―「陰陽道」像の模索―」『歴史
評論』七七一号 校倉書房二〇一四年
- 二七 前掲注二二
- 二八 前掲注六
- 二九 前掲注二三
- 三〇 前掲注二二
- 三一 前掲注二二
- 三二 前掲注三
- 三三 前掲注三
- 三四 マテイアス・ハイエク「江戸時代の占書と陰陽道」『現代思想』第
四九卷 第五号 青土社二〇二一年 一三六―一五〇頁
- 三五 前掲注三
- 三六 『京師巡覧志』卷之四など（『新修京都叢書』第一一卷 臨川書店）
八七頁
- 三七 前掲注三四
- 三八 『扶桑京華志』第三卷（『新修京都叢書』第二二卷 臨川書店）二〇八頁
- 三九 小松和彦「神になった日本人」中公新書ラクレ二〇二〇年
- 四〇 「安倍晴明塚跡」日本歴史地名大系 ジャパンナレッジ
- 四一 『京雀』第五卷（『新修京都叢書』第一一卷 臨川書店）二三五頁
- 四二 下坂守「描かれた日本の中世―絵図分析論」法藏館二〇〇三年
- 四三 高橋豊明「晴明伝説と吉備陰陽師」岩田書院二〇〇一年
- 四四 佐々木高弘「民話の地理学」古今書院二〇一四年
- 四五 前掲注一三
- 四六 『京華要志』（『新撰京都叢書』第三卷 臨川書店）一三四頁
- 四七 『京都土産』（『新撰京都叢書』第一〇卷 臨川書店）三四七―三四九頁
- 四八 『京都坊目誌』（『新修京都叢書』第一七―二〇卷 臨川書店）
- 四九 前掲注八 二五・三〇・三三
- 五〇 「若杉家文書」史料番号二〇
- 五一 前掲注八九七
- 五二 林淳「幕末・維新时期における土御門家」『愛知学院大学文学部紀要』
三八号 愛知学院大学文学会二〇〇八年
- 五三 『菟芸泥赴』（『新修京都叢書』第二二卷 臨川書店）